

様式 1（病床機能を変更する場合）

病床機能等の変更に関する報告書

令和 7 年 5 月 7 日

福島県県北保健福祉事務所長 様

報告医療機関 医療法人辰星会杵記念病院

次のとおり、病院・診療所の病床機能等を変更する予定ですので、その情報を構想区域地域医療構想調整会議へ事前に提出します。

1 基本情報

医療機関名	医療法人辰星会杵記念病院		
開設者名	理事長	杵	卓史
管理者名	院長	太田	守

2 変更内容

(1) 許可病床の状況

変更概要		変更予定日	
		令和	年 月 日
変更前		変更後	
一般病床	床	一般病床	床
療養病床	床	療養病床	床
うち非稼働病床数	床	転換等	(介護医療院・老健・その他) 床
合計	床	合計	床

(2) 医療機能の状況（病棟単位）

※過剰な医療機能への転換又は増床を行う場合は理由書（様式任意）を提出してください。

変更の概要			変更予定日		
			令和 9 年 3 月 31 日		
変更前			変更後		
病棟名	医療機能	病床数	病棟名	医療機能	病床数
3 階西病棟	急性期	5 0 床	4 病棟	急性期	1 7 6 床
3 階東病棟	急性期	5 2 床	1 病棟	回復期	4 0 床
4 階西病棟	急性期	5 0 床			床
4 階東病棟	急性期	5 2 床			床
ICU	急性期	1 2 床			床
合計	—	2 1 6 床	合計	—	2 1 6 床

※医療機能には、高度急性期、急性期、回復期、慢性期別を記入してください。

(注) 地域医療構想の必要病床数と直近の病床機能報告を比較した場合において、過剰な医療機能へ病床を転換する場合には、医療法第 300 条の 15 に基づき、地域医療構想調整会議や福島県医療審議会において理由の説明を求められる場合があるほか、転換を行わないよう要請・勧告等を行うことがあります。

(注) 病床の機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）を変更する場合には、医療法第 30 条の 13 第 2 項により、福島県知事への報告が必要になります。病床機能報告後の変更については、この様式にて報告してください。

【医療法第 30 条の 13】

2 病床機能報告対象病院等の管理者は、前項の規定により報告した基準日後病床機能について変更が生じたと認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

病床機能等の変更に関する報告書

令和 7 年 5 月 16 日

福島県県北保健福祉事務所長 様

報告医療機関 社会医療法人福島厚生会
福島第一病院

次のとおり、病院・診療所の病床機能等を変更する予定ですので、その情報を構想区域地域医療構想調整会議へ事前に提出します。

1 基本情報

医療機関名	社会医療法人福島厚生会 福島第一病院		
開設者名	理事長 星野 俊吾		
管理者名	院長 小川 智弘		

2 変更内容

(1) 許可病床の状況

変更概要		変更予定日	
		令和 年 月 日	
変更前		変更後	
一般病床	床	一般病床	床
療養病床	床	療養病床	床
うち非稼働病床数	床	転換等	(介護医療院・老健・その他) 床
合計	床	合計	床

(2) 医療機能の状況（病棟単位）

※過剰な医療機能への転換又は増床を行う場合は理由書（様式任意）を提出してください。

変更の概要		変更予定日	
		令和 7 年 5 月 1 日	
変更前		変更後	
病棟名	医療機能	病床数	
2 病棟 (一般)	急性期	40 床	2 病棟 (一般) 急性期 40 床
3 病棟 (地域包括ケア)	急性期	35 床	3 病棟 (一般) 急性期 45 床
6 病棟 (一般)	急性期	45 床	6 病棟 (地域包括ケア) 回復期 45 床
休床病床		76 床	休床病床 66 床
合計	—	196 床	合計 — 196 床

※医療機能には、高度急性期、急性期、回復期、慢性期別を記入してください。

(注) 地域医療構想の必要病床数と直近の病床機能報告を比較した場合において、過剰な医療機能へ病床を転換する場合には、医療法第 300 条の 15 に基づき、地域医療構想調整会議や福島県医療審議会において理由の説明を求められる場合があるほか、転換を行わないよう要請・勧告等を行うことがあります。

(注) 病床の機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）を変更する場合には、医療法第 30 条の 13 第 2 項により、福島県知事への報告が必要になります。病床機能報告後の変更については、この様式にて報告してください。

【医療法第 30 条の 13】

2 病床機能報告対象病院等の管理者は、前項の規定により報告した基準日後病床機能について変更が生じたときと認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

共同利用計画書

病 院 又 は 診 療 所	名 称	社会医療法人福島厚生会 福島第一病院		
	所 在 地	福島市北沢又字成出16-2		
共同利用対 象医療機器	種 別	☐ マルチスライスCT（16列未満、16列以上64列未満、64列以上）		
		☐ その他のCT		
		☒ MRI（1.5テスラ未満、1.5テスラ以上3.0テスラ未満、3.0テスラ以上）		
		☐ PET		
		☐ PET-CT		
		☐ 放射線治療（リニアック）		
		☐ 放射線治療（ガンマナイフ）		
		☐ マンモグラフィ		
	メ ー カ ー	キャノンメディカルシステムズ株式会社		
	型 式	Vantage Orian MRT-1550		
台 数	1台			
設 置 年 月 日	2025年3月			
共同利用の 実 施	共同利用の方針	共同利用を行う ・ 共同利用を行わない		
	共同利用に係る 規 定 の 有 無	有 ・ 無		
	共同利用の方法	☐ 共同利用の相手方となる医療機関による機器利用		
		☒ 共同利用の相手方となる医療機関からの患者の受入、画像情報及び画像 診断情報の提供		
		☐ その他（ ）		
共同利用を行わ ない場合の理由				
共同利用の相手 方	医療機関	☐ 共同利用を行う相手方医療機関は特に決まっていない		
		☒ 共同利用を行う相手方医療機関は決まっている		
		名称	開設者の氏名又は名称	所在地
		ながさわ整形外科	院長 長沢 謙次	福島市飯坂町平野原東50-1
		いのまた整形外科	院長 猪股 洋一郎	福島市笹谷中谷地13-4
		やご内科リウマチクリニック	院長 八子 徹	福島市森合屋敷下36-2
		あすなろ南矢野目クリニック	院長 佐藤 久芳	福島市南矢野目字清水前34-16
		共同利用の相手方		
保守点検の 実 施 方 法	保守点検計画の 策 定 の 有 無	有 ・ 無		
	保守点検予定時 期・間隔・条件	年2回（9月、3月予定）		
画像情報及び画像診断情報 の提供方法		☐ ネットワーク		
		☒ デジタルデータ（CD、DVD等）		
		☐ 紙		
		☐ その他		